

1 特集

「組織犯罪対策の歩みと展望」

近年の組織犯罪情勢の推移や犯罪組織の特徴的な動向を概観するとともに、これに対応する警察の取組や今後の展望について紹介するもの。

2 トピックス

- I 過酷な自然の中で救助活動を行う警察
- II 児童虐待等に対する警察の取組
- III サイバー空間の脅威に対する新たな産学官連携の枠組み
- IV 高齢者の交通安全に向けた取組
- V 国際テロの脅威と警察の取組

3 年次報告部分

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 サイバー空間の安全の確保
- 第4章 安全かつ快適な交通の確保
- 第5章 公安の維持と災害対策
- 第6章 警察活動の支え

4 その他

- 図表や写真を多く用いて、見やすく分かりやすいものとなるよう努めた。
- 例年2名の都道府県公安委員の手記を掲載しているところ、特集にあわせて福岡県公安委員の手記を追加で掲載したほか、新たに警察署協議会委員の手記を掲載した。
- 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった警察職員の手記を掲載した。

5 今後の予定

7月24日（金）

閣議配布・市販開始

1 概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号。以下「改正法」という。）の施行等に伴う下位法令の改正案について、意見公募手続を実施するもの。

2 期間

平成27年6月19日（金）から平成27年7月18日（土）までの間

3 改正案の主な内容

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

ア 疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引を特定取引とする。

イ 敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかなのは、一の特定取引とみなすこととする。

ウ 外国PEPs（外国において重要な公的地位を有する者）との特定取引を厳格な取引時確認の対象とする。

(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正

ア 改正法の施行に伴う改正

(ア) 事業者が顧客との取引に疑わしい点があるかどうかを確認するに当たって確認すべき項目及び疑わしい取引の判断の方法を規定する。

(イ) 取引時確認等を的確に行うための措置として、事業者によるリスク評価の実施等を規定する。

イ F A T F 勧告に対応するための改正

(ア) 取引時確認の際に顔写真のない本人確認書類が提示された場合、関係書類の自宅送付を行うなどの追加的な措置を要することとする。

(イ) 法人の実質的支配者について、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで遡って確認することとする。

(ウ) 取引担当者の代理権の確認方法から、社員証を有していることを削除し、役員としての登記は代表権を有する場合に限定する。

ウ その他の改正

(ア) 簡素な顧客管理の対象として、公共料金等の現金納付を規定する。

(イ) 個人番号カードを本人確認書類として位置付ける。

(ウ) 公的個人認証法の改正に伴い本人特定事項の確認方法を整理する。

4 政策評価法に基づく事前評価の実施

政策評価法の規定に基づき、3(1)により新設する規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、政令案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成した。

5 今後の予定

公布：平成27年8月下旬頃

施行：平成28年10月1日。ただし、3(2)ウ(イ)及び(ウ)の部分は平成28年1月1日。

1 趣旨

昨年11月に公布された改正犯罪収益移転防止法により新設された法第3条第3項の規定により、国家公安委員会が毎年、作成し、公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書(案)」について、6月19日(金)から7月18日(土)までの間、広く一般から意見を募集するもの。

2 犯罪収益移転危険度調査書(案)の概要

第1 危険度調査の目的

第2 危険度調査の方法

第3 商品・サービスの危険度

1 危険性の認められる主な商品・サービス

①口座、預金取引、内国為替取引、貸金庫及び手形・小切手(預金取扱金融機関)、②保険(保険会社等)、③投資(金融商品取引業者、商品先物取引業者等)、④信託(信託会社等)、⑤金銭貸付け(貸金業者等)、⑥資金移動サービス(資金移動業者)、⑦外貨両替(両替業者)、⑧ファイナンスリース(ファイナンスリース事業者)、⑨クレジットカード(クレジットカード事業者)、⑩不動産(宅地建物取引業者)、⑪宝石・貴金属(宝石・貴金属等取扱事業者)、⑫郵便物受取サービス(郵便物受取サービス業者)、⑬電話受付代行(電話受付代行業者)、⑭電話転送サービス(電話転送サービス事業者)、⑮法律・会計関係サービス(法律・会計専門家)

2 引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス

①電子マネー、②ビットコイン等

第4 危険度の高い取引

1 取引形態と危険度

①非対面取引、②現金取引
③外国との取引の一部

2 国・地域と危険度

①イラン、北朝鮮との取引(危険度が特に高い)
②アルジェリア、エクアドル、ミャンマーとの取引

3 顧客の属性と危険度

①反社会的勢力(暴力団等)、②非居住者、③外国の重要な公的地位を有する者、④実質的支配者が不透明な法人、⑤写真付きでない身分証明書を用いる顧客

第5 危険度の低い取引

犯罪収益移転防止法施行規則第4条に規定されている取引

※ 施行規則第4条に規定する取引以外に危険度が低いものとして、電気、ガス及び水道の使用料金の支払並びに大学等の入学金等の支払を記載

3 今後の予定

作成・公表：平成27年8月頃

公安委員会	行政事業レビューにおける	平成27年6月18日
説明資料No. 4	公開プロセスの結果について	会計課

1 概要

6月15日、警察庁は、「災害に備えた道路交通環境の整備」及び「警察用船舶の整備」の両事業について、行政事業レビュー（注）の一環として公開プロセスを実施したところ、結果は、次のとおりである。

（注）各省庁は、政府全体の取組として、事業の効果的、効率的な実施を通じて、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、毎年、行政事業レビューを行っており、うち一部の事業について、外部有識者（6人）を交えて、公開の場で検証する公開プロセスを行っている。

2 結果

(1) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害発生時における交通の安全と円滑を図るため、都道府県警察が実施する信号機電源付加装置等の整備に要する経費の一部を補助する事業（平成27年度当初予算：約3億4千万円。別添1参照）

ア 評価結果：事業内容の一部改善

（内訳：事業全体の抜本的な改善1名、事業内容の一部改善5名）

イ 有識者の主なコメント

- ・ 安価なりチウム電池式装置も補助対象とすべき。
- ・ 都道府県の要望を精査し、優先順位を付けて整備を進めるべき。
- ・ 信号機が滅灯しても自己責任で道路交通する視点が不可欠。運転者が責任をもって道路を交通する心構えとルールを課すべきであり、その上で装置整備があるべき。
- ・ 信号機のない環状交差点の整備を進めるべき。

(2) 警察用船舶の整備

水上及び沿岸における治安を維持するため、警察活動の基盤となる警察用船舶の購入等を行う事業（平成27年度当初予算：約1億9千万円。別添2参照）

ア 評価結果：事業内容の一部改善

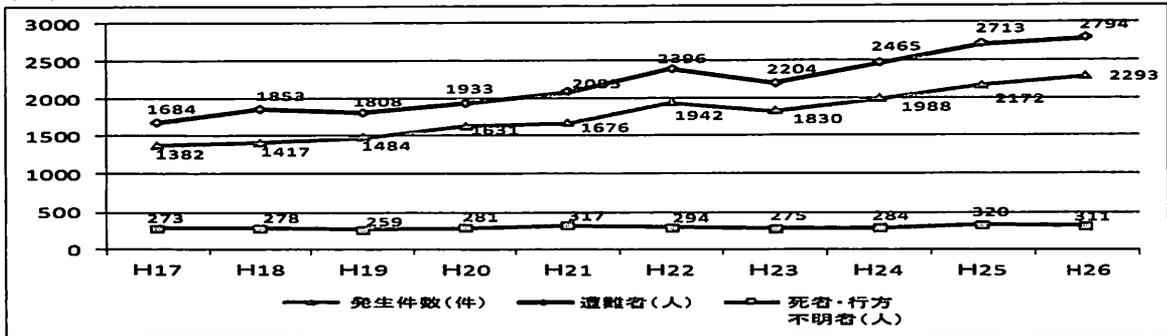
（内訳：事業内容の一部改善5名、現状通り1名）

イ 有識者の主なコメント

- ・ 船舶の小型化・高性能化による費用削減が可能ではないか。
- ・ 船舶をリースする場合のメリット、デメリットを研究すべき。
- ・ 現在の沿岸警備体制がコストミニマムかどうか必要な船舶数の根拠が乏しい。

1 山岳遭難の概況

(1) 発生状況

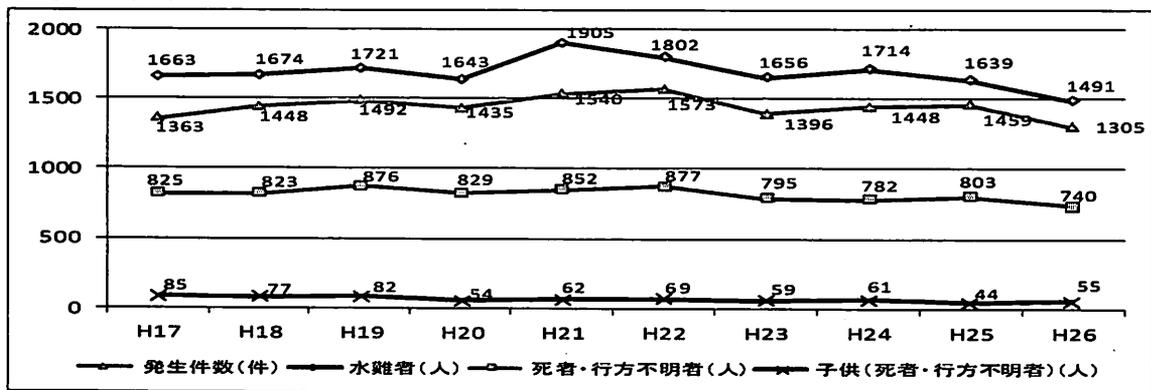


(2) 特徴

- 発生件数、遭難者数とも増加傾向にあるも死者・行方不明者数は横ばい。
- 60歳以上が遭難者の50.1%、死者・行方不明者の68.8%を占める。

2 水難の概況

(1) 発生状況



(2) 特徴

- 発生件数、水難者数、死者・行方不明者数ともに減少傾向。
- 子供の死者・行方不明者は河川における水遊びが38.2%を占める。
※ 「子供」とは中学生以下を示す

3 今後の対応

(1) 広報・啓発

インターネット等の活用、関係機関・団体との協力により山岳遭難・水難防止の広報・啓発を実施。

ア 山岳遭難防止

来年から8月11日は「山の日」として国民の祝日となり登山者の増加が予想されることから、以下について重点的に広報・啓発を実施。

- 登山計画書の作成と提出
- 体力・経験に見合った山選び

イ 水難防止

子供の水難防止を目的に以下について重点的に広報・啓発を実施。

- 危険箇所を把握し、子供を近付けない。
- 子供一人では水遊びをさせない。また、保護者は子供から目を離さない。

(2) 捜索・救助体制の確立

山岳救助隊、警察ヘリコプター、警察用船舶の活用のほか、関係機関団体と連携した総合的な捜索・救助体制の確立。

1 F A T F 全体会合の開催

平成27年6月24日（水）から26日（金）までの間、オーストラリア（ブリスベン）において開催されるF A T F 全体会合において、F A T F 「40の勧告」及び「9の特別勧告」の履行状況に係る対日相互審査（平成20年）に対する第12回フォローアップ報告が行われるもの。

前回の会合（本年2月）では、我が国に対し、引き続き関連政省令の整備に取り組むこと及び次回会合において進捗状況について報告を求めることが決定された。

2 第12回報告の概要

本年2月以降の我が国の不備事項の改善に向けた進捗について報告を行う。

警察庁関係は、次のとおり。

(1) 顧客管理の強化

昨年11月の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、関連政省令の整備を進めている。政省令案をパブリックコメントに付し、本年夏に公布、約1年間の準備期間を設け、来年に施行予定。

政省令案には、顧客管理に係る全ての不備に対応するための規定が盛り込まれており、これにより不備事項は全て解決される。

(2) テロリストの資産凍結

昨年11月の国際テロリスト財産凍結法の成立に伴い、関連政令の整備を進めている。テロリストの資産凍結に係る不備は、法律の規定により対処されており、今後、政令で法律の施行期日（本年10月中を予定）等を定めることとなる。

テロリストの対外取引を規制する「外国為替及び外国貿易法」に加え、国内取引を規制する「国際テロリスト財産凍結法」により、資産凍結は司法手続を経ることなく、行政手続により迅速に履行されることとなり、これによりテロリストの資産凍結に係る不備事項は全て解決される。

公安委員会 説明資料No. 7	指定暴力団五代目工藤會の代表者 等の検挙について	平成27年6月18日 暴力団対策課
--------------------	-----------------------------	----------------------

福岡県警察は、6月16日、所得税法違反事件で、指定暴力団五代目工藤會の代表者等4名を検挙した。

1 被疑者

- (1) 指定暴力団五代目工藤會総裁 (68歳)
- (2) 指定暴力団五代目工藤會総務委員長 (64歳)

※ 上記2名のほか、工藤會傘下組織構成員2名を逮捕

2 事案の概要

工藤會総裁 〃は、平成22年から平成25年までの間、工藤會の運営費名目の上納金のうち、〃の個人所得である約2億2,700万円を隠して申告することで、所得税約8,800万円を免れたものである。

3 今後の方針

福岡県警察においては、関係機関と連携の上、本件事案の全容解明を図る方針。

<p>公安委員会 説明資料No. 8</p>	<p>規制改革に関する第3次答申について</p>	<p>平成27年6月18日 交通企画課 生活安全企画課</p>
<p>1 規制改革に関する答申について 経済社会の構造改革を進めるに当たり必要な規制改革について、規制改革会議が行った調査審議の結果を答申として内閣総理大臣に提出するもの。</p> <p>2 規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日取りまとめ）の概要（警察庁関係部分）</p> <p>(1) 規制改革事項</p> <p>ア 道路の利活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用・道路占用の許可について、弾力的な運用がなされていること等を広く周知するとともに、都道府県警察に対し、協議会の活用を含め、地方公共団体と連携しつつ、地域住民等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるよう改めて周知する。（平成27年度措置） ○ 道路の利活用を図ろうとする者に対し、交通の安全と円滑の確保にも留意しつつ、地域住民等の合意形成を図ることを周知する方法について、まち・ひと・しごと創生本部及び地方公共団体の役割を含めて検討を行い、結論を得る。（平成27年度検討・結論・措置） <p>イ ロボット利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。 <small>（平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始）</small> ○ 無人トラクター等の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。 <small>（平成27年度検討開始）</small> <p>ウ 古物商における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大 古物商による古物の売買等の際の相手方の真偽の確認方法として、電子タブレット等への手書きの署名を用いることについて、その実施方法等を検討し結論を得る。（平成27年度検討・結論、結論を得次第措置）</p> <p>エ 深夜酒類提供飲食店の営業開始届出の運用合理化 深夜酒類提供飲食店営業の届出に際し、添付書類に関して届出者に無用の負担をかけることのないよう都道府県警察に対して指示する。（措置済み）</p> <p>(2) 重点的フォローアップ事項 ダンスに係る風営法規制の見直しに関し、営業所の照度によっては引き続き風俗営業に該当することとなることから、その測定方法等を定める国家公安委員会規則の規定内容や運用状況について、引き続きフォローアップが必要である。</p> <p>3 今後の予定 6月中 規制改革実施計画の閣議決定</p>		